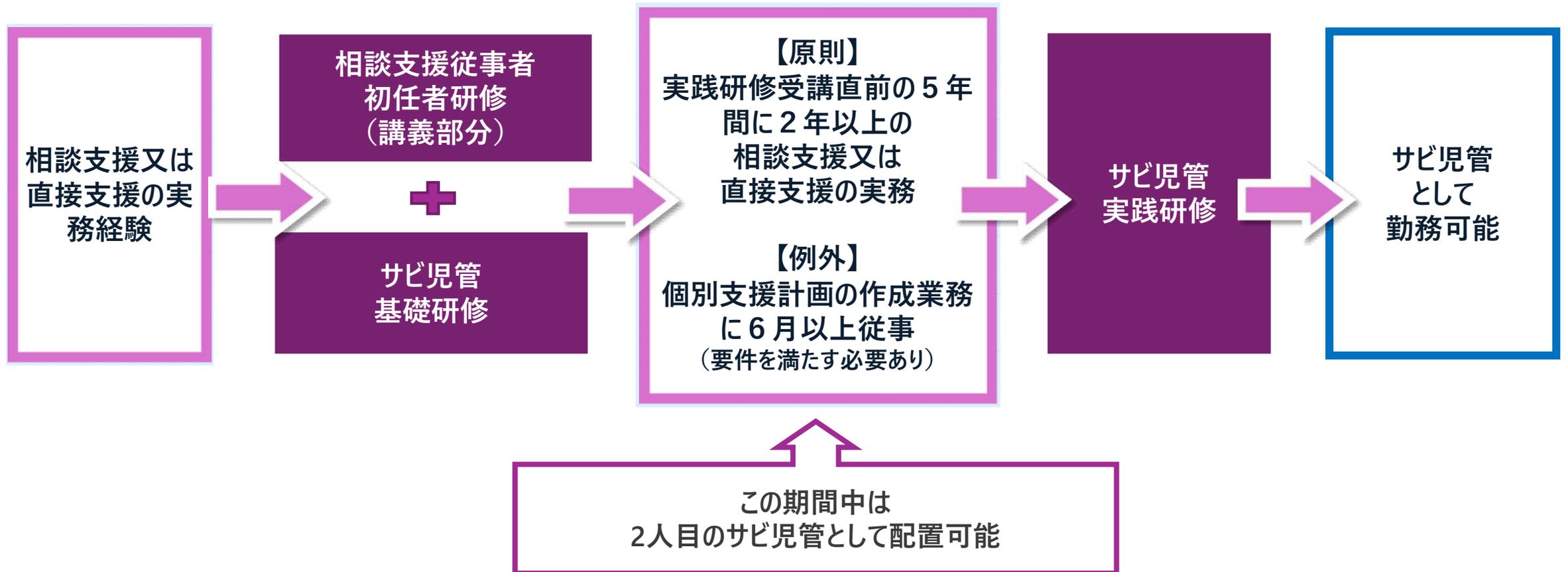


研修5.

サービス管理責任者等の研修制度 の取り扱い等について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（サビ管・児発管）になるまで



※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には**、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において**、**サービス管理責任者等とみなして従事し**、**個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

実務経験④
（相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年）

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験④ (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験④ (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5年毎に要
更新)

記載例（障害者関係事業所等）

指定障害福祉サービス事業者
~~指定障害者支援施設~~ 変更届出書
 指定一般相談支援事業者

障害者関係事業所変更届

令和 年 月 日

指定権者 様

所在地 広島市〇〇
 申請者 名称 株式会社〇〇
 (設置者) 代表者氏名 広島 太郎

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指 定 内 容 を た し た 事 業 所 施 設	事業所番号	3	4	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	名称	指定障害者支援施設〇〇												
	所在地	(〒 730-0000) 広島市〇〇												
	サービスの種類	〇〇												
変更年月日		令和 5 年 7 月 〇 日												
変更事項		変更の内容												
		(変更前)						(変更後)						
1	事業所(施設)の名称													
2	事業所(施設)の所在地													
3	申請者(設置者)の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名及び住所													
6	※定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) 「※定款・寄附行為等」は就労継続支援A型事業所のみ													
7	重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスの種類													
8	重度障害者等包括支援において委託により提供する障害福祉サービスの種類並びに委託事業所の名称及び所在地													
9	事業所(施設)の平面図等(併設型短期入所の場合は併設本体施設を含む。)及び設備の概要													
10	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	12 サービス管理責任者 氏名: 広島 花子 住所: 広島市〇〇						2 サービス管理責任者 氏名: 広島 花子 住所: 広島市〇〇						
11	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所							氏名: 廿日市 花枝 住所: 廿日市市〇〇						
12	事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名及び住所							※廿日市花枝は基礎研修終了者であり、〇月〇日より、個別支援計画作成の一連の業務に従事しています。						
13	事業所の相談支援専門員等の氏名及び住所													
14	運営規程													
15	事業所の種別(短期入所の併設型・空床型の別)													
16	併設型短期入所における利用者の推定数又は空床型短期入所における当該施設の入所者の定員													
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容													
18	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要													
19	連携する公共職業安定所等の名称													
20	主たる対象者(指定一般相談支援事業者に限る。)													

該当者が個別支援計画の作成業務に従事している旨記載すること

(別紙)

事業所等の名称	サービスの種類	事業所番号(10桁)
〇〇	〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式は広島県のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/ken-syu.html> (実践研修の項目)

注1 2以上の事業所番号で同じ変更がある場合は、別紙に記入すること。
 2 変更があった該当項目の番号を○で囲むこと。
 3 変更内容が分かる書類を添付すること。
 4 変更があった日から10日以内に届け出ること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例(障害児関係事業所等)

障害児関係事業所変更届

指定障害児通所支援事業者
指定変更届出書
指定障害児入所施設

令和 年 月 日

指定権者 様

所在地 広島市〇〇
名称 株式会社〇〇
代表者 広島 太郎

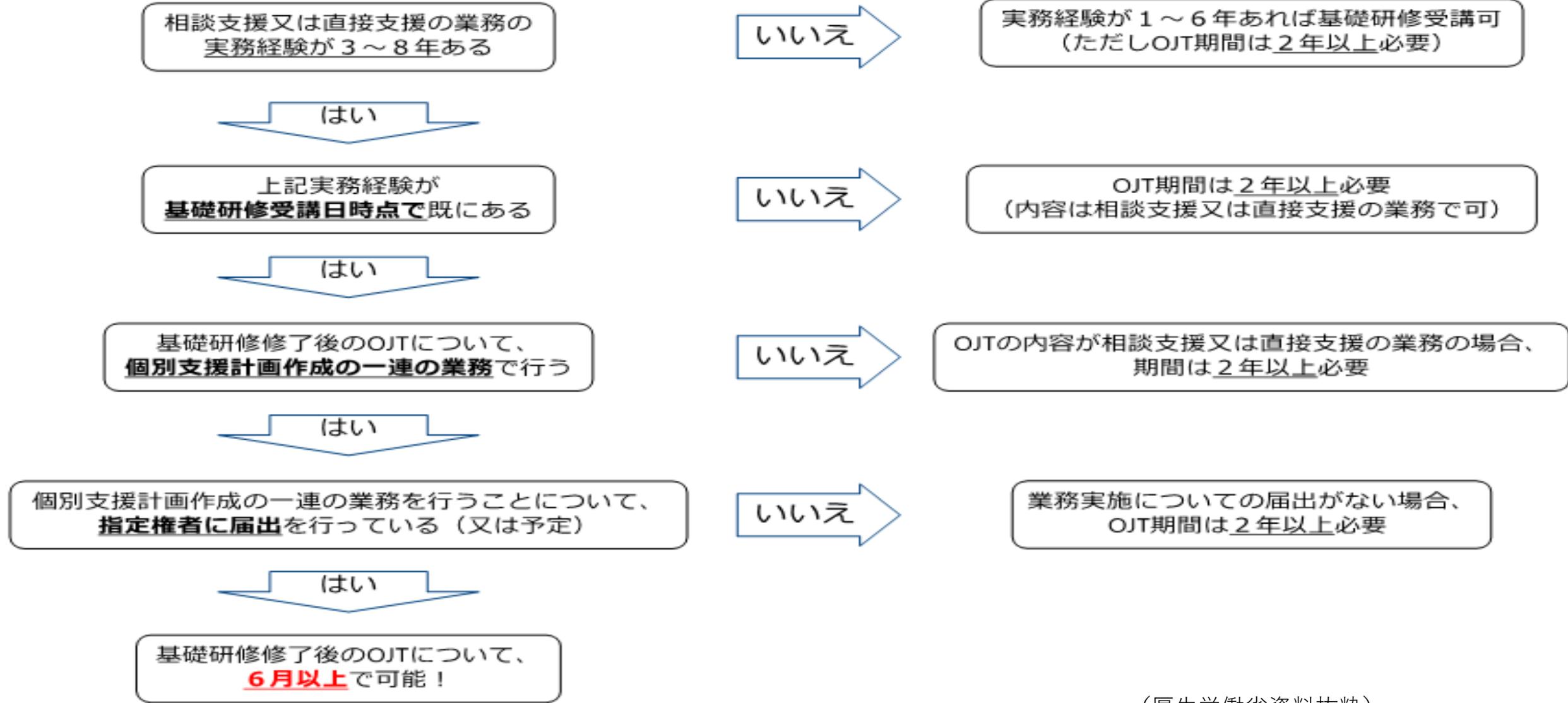
次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

指定内容を変更した 事業所・施設	事業所番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	名称	指定障害児入所施設〇〇
	所在地	広島市〇〇
	事業等の種類	〇〇
変更のあった事項・書類		変更の内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地(設置の場所)	
3	申請者の名称	11 児童発達支援管理責任者 氏名: 広島 花子
4	申請者の主たる事務所の所在地	生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 広島市〇〇
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項 証明書又は条例等	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所 であることを証する書類	(変更後)
8	事業所の平面図及び設備の概要	11 児童発達支援管理責任者 氏名: 広島 花子
9	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 広島市〇〇
10	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住 所及び経歴	氏名: 廿日市 花枝 生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 廿日市市〇〇
11	事業所・施設の児童発達支援管理責任者の氏 名、生年月日、住所及び経歴	
12	運営規程	
13	障害児通所給付費等の請求に関する事項	※廿日市花枝は基礎研修修了者であり、〇月〇日より 個別支援計画作成の一連の業務に従事しています。
変更年月日		令和 5 年 7 月 〇 日

該当者が個別支援
計画の作成業務に
従事している旨記載
すること

- 注 1 該当項目番号を○で囲むこと。
 2 変更内容がわかる書類を添付すること。
 3 変更の日から10日以内に届け出ること。
 4 事業所は、指定を受けている事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される
事務所を含むものとする。
 5 障害児通所給付費等とは、障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費及び
障害児入所医療費をいう。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式は広島県のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/ken-syu.html> (実践研修の項目)



(厚生労働省資料抜粋)

② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み

要件②

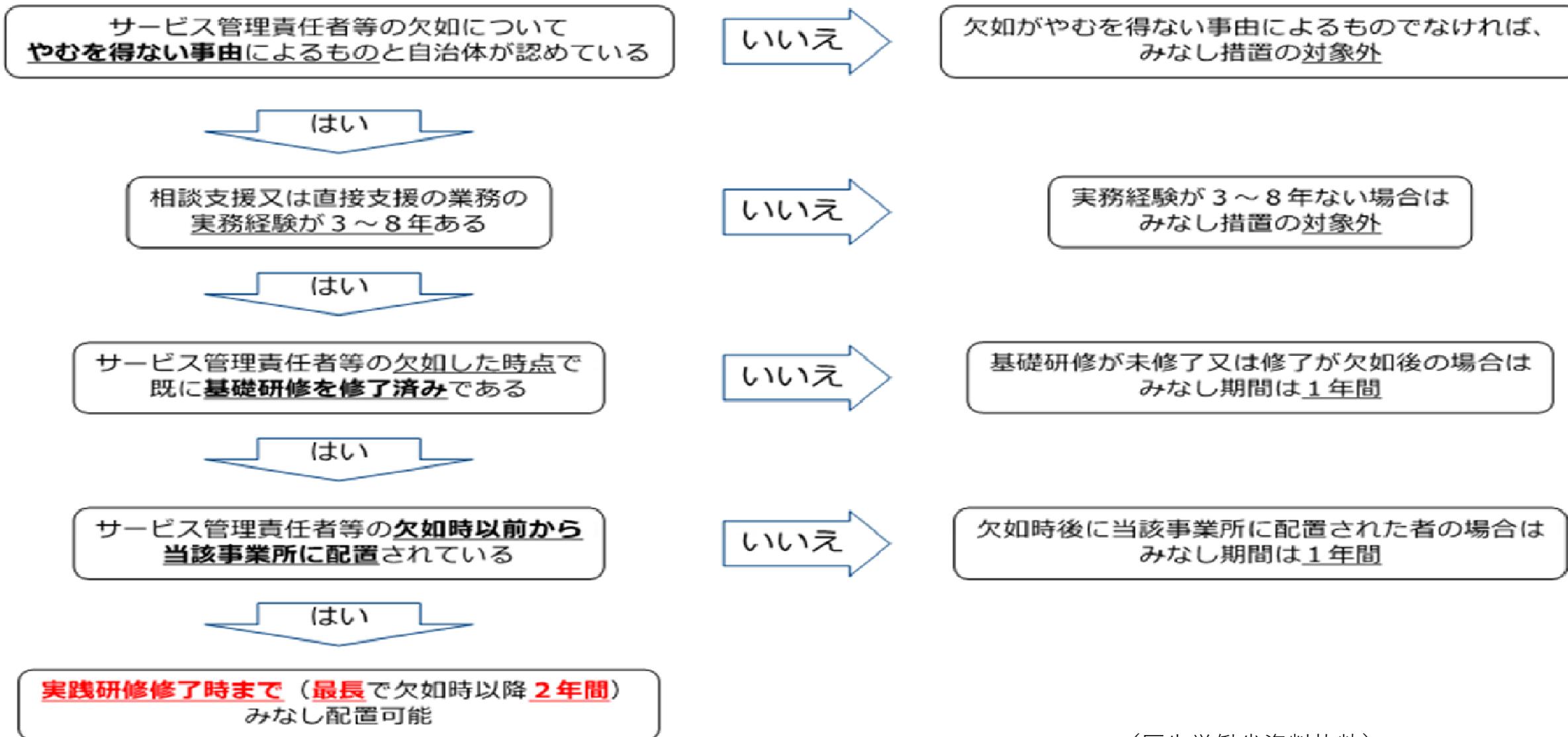
やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間**サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から**当該事業所に配置**されている者

要件③

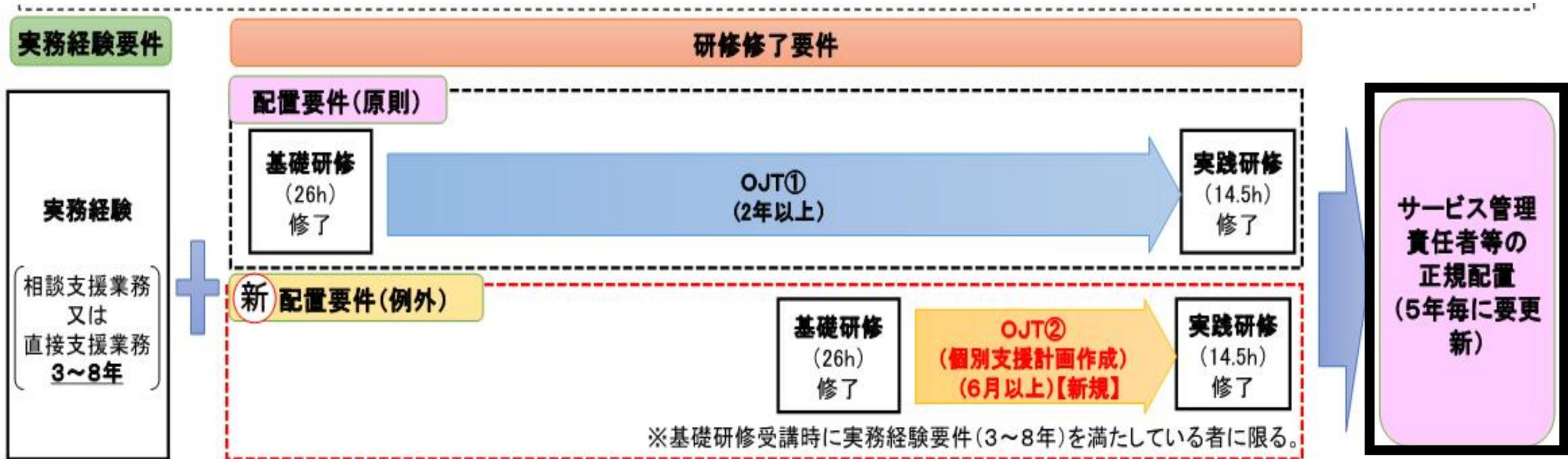
実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間） サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（**実践研修まで修了**）を満たす必要あり



(厚生労働省資料抜粋)

サービス管理責任者等の更新研修について



※要件

- ① 実践研修修了後、更新研修受講前の5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者（障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等）・相談支援専門員の実務経験がある。
- ② 現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している。

サービス管理責任者等の専門別研修について

- 令和元年度に、分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することに改正された。
- なお、共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、専門コース別研修を実施して補完する。（任意研修）

コース名	留意点
意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」とそれに基づく意思決定支援を学ぶもの。 ・当該ガイドラインにおいては、相談支援専門員やサービス管理責任者等が意思決定支援責任者として相互に連携して意思決定支援会議を活用しながらチーム支援の要として意思決定支援を行う枠組みが提示されている。
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童期の支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・従来より相談支援従事者に対しては障害児支援コースが設定されていたところ。 <p>⇒ サビ管・児発管にとっては新設、相談にとってはカリキュラム改定</p>
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・相談支援従事者、サービス管理責任者双方にとって新設のカリキュラム。

※広島県においては、令和7年度は「障害児支援」及び「就労支援」を実施予定です。

開催日：令和7年12月16日（火）・17日（水）・18日（木）（予定）

【募集予定：令和7年9月頃】

【広島県ホームページ】

トップページ > 組織でさがす > 健康福祉局 > 障害者支援課

令和7年度広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について

2 実務経験について

- ・ サービス管理責任者の実務要件
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/kensyu.html>

【問い合わせ先】

社会福祉法人尾道さつき会 研修事務局

TEL：082-275-5445（問合せ受付時間：9:00～17:00）

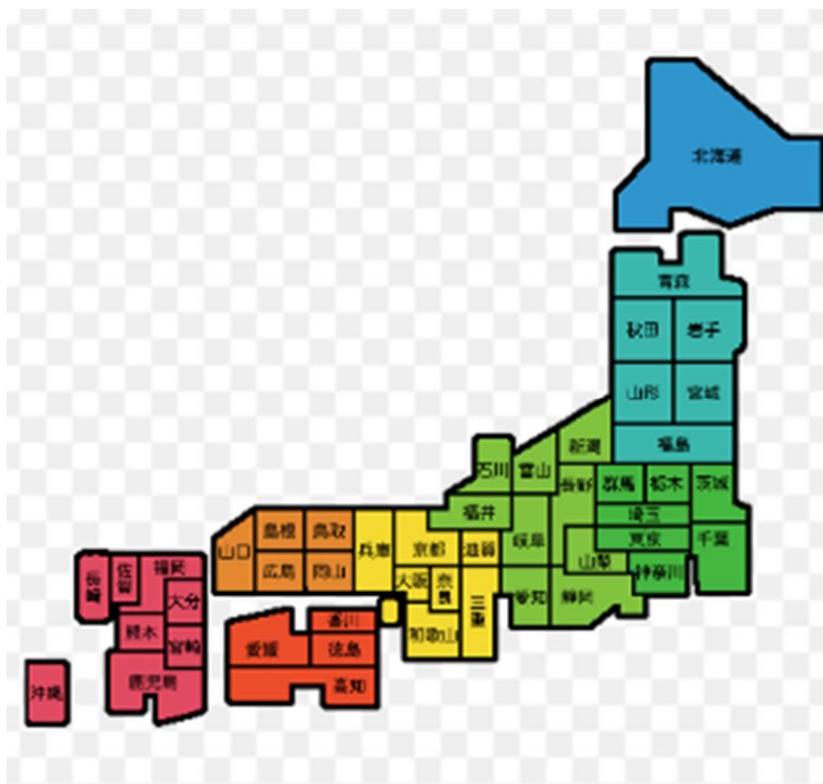
処遇改善加算について



公益財団法人

介護労働安定センター広島支部

組織展開



当センターは、東京に本部をおき、47都道府県全てに支部を設置しております。

また、各支部には、

「介護労働サービスインストラクター」

「介護能力開発アドバイザー」

「介護労働コーディネーター」

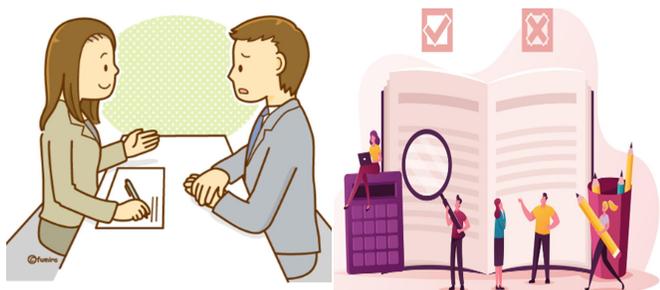
を配備し、事業所を支援させていただいております。

働きやすく働きがいのある職場づくり支援 【 相談援助 】



職場環境改善の支援 (雇用管理等に関する相談)

- 人事制度
- 賃金体系
- 就業規則
- 労働時間
- ハラスメント
- 処遇改善加算



健康確保の支援

(健康管理やメンタルヘルスに関する相談)

- 腰痛予防
- 感染症予防
- メンタルヘルス対策



キャリア形成支援 (研修コーディネート事業)

- キャリアプラン
- キャリアパス構築
- 研修体系の構築、
階層別研修について
- リーダーの育成方法



上記に関し、社会保険労務士をはじめとした様々な専門家と同行し、相談・支援を無料で行っています



介護人材の養成、専門性の向上支援

【 講習会・研修・セミナー 】

介護人材の養成

- 介護労働講習（実務者研修含む）
- 生活介護従事者研修
- 介護職員初任者研修



スキルアップ研修

- ニーズに合わせた研修（高齢者虐待・身体拘束防止、認知症ケア等）
- 各種指定講習（喀痰吸引、医療的ケア、同行援護・強度行動障害）他



出張研修 （オーダーメイド）

- オーダーメイドの研修（介護技術、コミュニケーション技術、接遇マナー等）



事業主・中間管理者 向けセミナー・講習

- ICT活用、BCP策定
- 介護経営セミナー
- 処遇改善加算等
- 介護報酬改定セミナー
- 雇用管理責任者講習



各種講習会・研修・セミナーについては当センターホームページからご確認いただけます

介護の魅力発信・総合的な情報提供



介護労働実態調査

- 介護分野における雇用管理状況、離職率等の情報公開



介護の魅力発信動画の放映

- 当センターホームページ、ハローワークでの情報公開



介護の日の取組 (11月11日)

- 労働局・ハローワークと連携し、「介護就職デイ」の取り組み



介護労働懇談会

- 介護関係の行政機関、事業者団体等との情報交換・共有



販売図書等のご案内

- 各種図書販売
- 機関誌（ケアワーク）発行
- 介護情報サイト(care-net.biz)



上記情報等については当センターホームページからご確認いただけます



事業所からのご相談のお申込について



雇用管理・能力開発等のご相談は、次のいずれかにて承っております。
まずは、お気軽にご相談ください。

①お電話でお申込み

②当センターホームページより直接各種セミナー等のお申込み。

③ホームページより「無料相談申込」をダウンロードし、FAXにてお申込み。

【お問合せ】

(公財)介護労働安定センター広島支部

TEL 082-222-3063 FAX 082-222-3703

介護労働安定センター
広島支部

検索

令和4年度 雇労労働安定センター
無料相談のご案内 オンライン相談も可
 ～『魅力ある職場づくり』を応援します！～

◆**雇用管理に関する相談（1事業所6時間まで）**
 介護事業所の就業状況改善の為に、雇用管理に悩む経営者様について、社務課の担当者と、中核職員とでオンライン相談が可能です。
 ・人事労務 勤労法、労務管理、人事労務など
 ・労務管理 労務管理、労務管理、労務管理など
 ・就業管理 就業管理、就業管理など
 ・労務管理の改善 労務管理の改善、就業管理の改善など

◆**健康管理やメンタルヘルス等の相談（1事業所4時間まで）**
 介護の現場で働く方の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、健康課・健康課長・健康カウンセラーと相談が可能です。
 ・健康診断 健康診断の準備など
 ・ストレスマネジメントヘルプ ストレスの軽減方法や健康増進の相談など

◆**教育・研修にかかわる相談**
 職業能力（付）養成講座（研修・セミナー）の申し込み、介護事業主の導入研修についてアドバイスします。
 ・研修の企画
 ・研修計画の策定・リーディング職員の育成・キャリアアップの推進・研修費の活用に関する相談（研修費の補助申請の受付、研修費の申請など）が可能です。（研修費の補助）については、研修費の申請書も併せてお送りいたします。

お問い合わせ：082-222-3063
 公益財団法人 介護労働安定センター 広島支部 担当：北村、尾野
 TEL:082-222-3063 FAX:082-222-3703 E-MAIL:hirosu@kaike-center.or.jp
 ●お問い合わせは、受付時間内にお電話ください。お電話が通じない場合は、メールでも構いません。
 ●お申し込みは、就業状況の改善に必要と判断した場合、FAXにてお送りください。
 ●お申し込みは、就業状況の改善に必要と判断した場合、お電話でも構いません。



<情報提供>

令和7年度

福祉・介護職員等処遇改善加算



各加算で求められる要件

	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
月額賃金改善要件Ⅰ・Ⅱ	●	●	●	●
職場環境等要件	●	●	●	●
見える化要件	●	●	—	—
キャリアパス要件Ⅰ	●	●	●	●
キャリアパス要件Ⅱ	●	●	●	●
キャリアパス要件Ⅲ	●	●	●	—
キャリアパス要件Ⅳ	●	●	—	—
キャリアパス要件Ⅴ	●	—	—	—



【月額賃金改善要件Ⅰ】 対象:全加算

「加算Ⅳを算定したと仮定した場合の加算額の1/2以上を月額改善に充てる」

【月額賃金改善要件Ⅱ】 対象:旧ベースアップ等加算未取得

「旧ベースアップ等加算相当の加算額の2/3以上の基本給等引き上げをする」

point

本要件は、処遇改善加算の配分を一定以上毎月に配分することで職員の月々の生活を安定化することを目指しています。



【職場環境等要件】 対象：全加算

加算Ⅰ・Ⅱ：区分ごとにそれぞれ**2つ以上**（生産性は3つ以上、うち⑱は必須）
加算Ⅲ・Ⅳ：区分ごとにそれぞれ**1つ以上**（生産性は2つ以上）

point

区分	項目数
入職促進に向けた取組	4項目
資質向上やキャリアアップに向けた支援	4項目
両立支援・多様な働き方の推進	5項目
腰痛を含む心身の健康管理	4項目
生産性向上のための業務改善の取組	7項目 ⑱現場の課題の見える化
やりがい・働きがいの醸成	4項目

☑した項目には必ず「**根拠**」を準備



【見える化要件】 対象：加算Ⅰ・Ⅱ

<公開場所>「自社のホームページ」、「WAMNET」等
<公開内容>「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」
＝「職場環境等要件」でチェックした項目

point

「自社ホームページ」で公開する場合、職場環境等要件の項目について、自社での具体的な取組を公開する

➡ 閲覧者が自社の取組をより詳しく理解できる



【キャリアパス要件Ⅰ】 対象：全加算

以下の全てを満たす 《**職位・職責・職務内容・賃金体系**》

- ① 職位・職責・職務内容等を定める
- ② ①に応じた賃金体系を定める
- ③ ①②について就業規則等の書面で整備し、全職員に周知する

point

上記を一覧にする場合、特に金額の設定する際、現状の職員の状況から逆算して作成するとより現実のあった表でできます。

令和7年度中は本要件は、「誓約」でもクリアできます。



【キャリアパス要件Ⅱ】 対象：全加算

以下の全てを満たす 《**研修**》

- ① 資質向上の目標及びa.又はb.のいずれかに関する計画策定をし、研修実施又は研修機会の確保をしている
a.職員の能力評価 b.資格取得のための支援
- ② ①について全職員に周知する

point

①「b.資格取得のための支援」とは、必ずしも研修費用等のお金の支援だけでなく、研修受講のための『シフト調整』等も含まれます。
令和7年度中は本要件は、「誓約」でもクリアできます。

【キャリアパス要件Ⅲ】 対象：加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ



以下の全てを満たす 《昇給の仕組み》

- ① 以下のうち、1つ以上に該当する
 - a. 経験に応じて昇給
 - b. 資格に応じて昇給
 - c. 一定の基準に基づき定期的に昇給
- ② ①について就業規則等の書面で整備し、全職員に周知する

point

上記①のうち1つ以上で可。例えば、「b.資格」の場合で、既に介護福祉士手当等別途支給しているケースはこれに該当します。

令和7年度中は本要件は、「誓約」でもクリアできます。



【キャリアパス要件Ⅳ】 対象：加算Ⅰ・Ⅱ

経験・技能のある職員のうち、1人以上は年額440万円以上
《改善後の年額賃金改善要件》

<例外的説明>

・小規模事業所等で加算額全体が少額である 等

point

この要件は、あくまで440万/年(全産業の平均年収)の職員を目指すものですが、「例外的説明」にもあるように、必ずしも440万の職員がいないと満たせない要件ではありません。

また、令和7年度より、「月額8万円」は廃止されました。



【キャリアパス要件Ⅴ】 対象：加算Ⅰ

福祉専門職員配置等加算の届出をしている 《配置等要件》

- ・居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護 ➡ **特定事業所加算**
- ・重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 ➡ **配置等要件に関する加算が無いため不要**

point

この要件は、最高位の加算Ⅰと取得する際に必須とされています。福祉専門職員配置等加算や特定事業所加算は、キャリアパス要件Ⅴをクリアするための要件ではありますが、本加算自体をとることで事業所の収益にもつながります。



まとめ

- 令和7年度は、次の要件は『誓約』でも可となっています。

「キャリアパス要件Ⅰ」「キャリアパス要件Ⅱ」「キャリアパス要件Ⅲ」
「職場環境等要件」

- 「誓約」チェックした事業所は、今年度中に必ず要件を満たしましょう
- ご不安な点などございましたら、ご相談ください。

ご静聴ありがとうございました。

- 研修を視聴後、参加確認票に回答してください。
- 参加確認票は、広島県ホームページ内の「令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導研修について」のページにURLを掲載しています。